

漁船建造許可申請書添付書類一覧表

別表A

添付書類	(注3) 許可承認 等漁業	(注4) その他 の漁業	摘 要
操業する漁業の区分			
造船契約(予約)証(様式No4)			
推進機関製造(販売)契約(予約)証(様式No5) (中古機関にあっては推進機関経歴書(様式No6))			
漁業許可証等の写し又は被承継者の廃業届及び印鑑証明書			
事業計画書(様式No8)			漁船の使用者が記入すること
旧船処分または用途説明書(様式No7)			
所有者(申請者)の漁船使用承諾書(様式No31)及び所有者の印鑑証明書			所有者(申請者)と使用者が相違する場合
所属漁協の副申書			
一般配置図、中央断面図			
総トン数計算書			
動力漁船の性能の基準適用表(様式No9)			

- 注1 印は必ず添付するもの。
 2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。
 3 許可承認等漁業とは、漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業及び海区承認漁業をいう。
 4 その他の漁業とは、漁業権漁業又は自由漁業をいう。
 5 提出部数は各1部。
 6 農林水産大臣が申請先となる建造許可申請の具体的添付書類については、水産庁管理課漁船管理班へ照会ください。

漁船改造許可申請書添付書類一覧表

別表B

改造の区分 添付書類	船の長さ、 幅、深さ	漁業種類		推 進 機 関	摘 要
		(注4) 許可承認等 漁業	(注5) その他の 漁業		
改造工事契約(予約) 証 (様式No10)					印は造船所で 工事を行う場合 のみ添付
漁船原簿抹消謄本					県外から購入した 漁船を改造する 場合
売渡証(様式No26)及 び旧所有者の印鑑証 明書 (注6)					県内で購入した 漁船を改造する 場合
漁業許可証等の写し 又は被承継者の廃業 届及び印鑑証明書					
事業計画書(様式No8)					漁船の使用者が 記入
旧船処分または用途説 明書 (様式No7)					
旧使用者の漁船使用 解約同意書(様式 No32)及び印鑑証明書					使用者が変更さ れる場合
所有者(申請者)の漁船 使用承諾書(様式 No31)及び印鑑証明書					使用者が変更さ れる場合
推進機関製造(販売)契 約(予約)証(様式No5) (中古機関にあっては推 進機関経歴書(様式 No6))					
推進機関経歴書(様式 No6)					一般船舶を改造 する場合
船舶原簿謄本、船籍簿 謄本又は船舶登録原 簿の一部事項証明書					一般船舶を改造 する場合
所属漁協の副申書					
一般配置図、中央断面 図					
総トン数計算書					
動力漁船の性能の基 準適用表 船舶設備・構造の変更 説明書 (様式No9)					

- 注1 印は必ず添付するもの。
 2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。
 3 改造工事が改造の区分の二つ以上になる場合には、それぞれの区分の添付書類を満足すること。
 4 許可承認等漁業とは、漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業及び海区承認漁業をいう。
 5 その他の漁業とは、漁業権漁業又は自由漁業をいう。
 6 漁船原簿により売買の事実が確認できる場合には、添付は不要。
 7 提出部数は各1部。
 8 農林水産大臣が申請先となる改造許可申請の具体的添付書類については、水産庁管理課漁船管理班へ照会ください。

漁船転用許可申請書添付書類一覧表

別表C

添付書類	(注3) 許可承認 等漁業	(注4) その他の 漁業	摘 要
船舶原簿謄本、船籍簿謄本又は 船舶登録原簿の一部事項証明書			一般船舶を転用する場合
漁船原簿抹消謄本			県外から購入した漁船を転用する 場合
売渡証(様式No26)及び旧所有者の 印鑑証明書 (注5)			県内で購入した漁船を転用する場 合
推進機関経歴書(様式No6)			
漁業許可証等の写し又は被承継者 の廃業届及び印鑑証明書			
事業計画書(様式No8)			漁船の使用者が記入
旧船処分または用途説明書(様式 No7)			
所有者(申請者)の漁船使用承諾書 (様式No31)及び印鑑証明書			所有者(申請者)と使用者が 相違する場合
所属漁協の副申書			
一般配置図、中央断面図			一般船舶を転用する場合
動力漁船の性能の基準適用表(様式 No9)			

注1 印は必ず添付するもの。

2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。

3 許可承認等漁業とは、漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業及び海区承認漁業をいう。

4 その他の漁業とは、漁業権漁業又は自由漁業をいう。

5 漁船原簿により売買の事実が確認できる場合には、添付は不要。

6 農林水産大臣が申請先となる転用許可申請の具体的添付書類については、水産庁管理課漁船管理班へ照会ください。

漁船建造(改造・転用)計画変更許可申請書添付書類一覧表

別表D

添付書類	変更の区分	漁業種類 又は用途	操業区域 及び主たる 根拠地	総トン数 船の長さ、 幅、深さ、 船質	造船所	推進機関 の種類及 び馬力数 並びにシ タの数及 び直径	摘 要
新造船所の造船契約(予約)証(様式No4)及び旧造船所の造船解約同意書(様式No13)							
造船所の建造(改造・転用)工事 変更契約証(様式No11)							
漁船許可証等の写し又は被承継者の廃業届及び印鑑証明書							(注4)
事業計画書(様式No8)							(注5)
旧船処分または用途説明書(様式No7)							(注4)
所有者(申請者)の漁船使用承諾書(様式No31)及び印鑑証明書							(注6)
推進機関製作所の変更契約(予約)証(様式No12)(中古機関にあっては推進機関経歴書(様式No6))							
旧推進機関製作所の推進機関製造(販売)解約同意書(様式No14)及び新推進機関製作所の推進機関製造(販売)契約(予約)証(様式No5)							(注7)
建造(改造、転用)許可指令書(写)							
所属漁協の副申書							
一般配置図、中央断面図							
総トン数計算書							
動力漁船の性能の基準適用表 船舶設備、構造の変更説明書(様式No9)							

- 注1 印は必ず添付するもの。
 2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。
 3 変更の区分が二つ以上に及ぶ場合には、それぞれの区分の添付書類を満たすこと。
 4 漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業及び海区承認漁業を営む場合。
 5 漁業権漁業又は自由漁業を営む場合。
 6 所有者(申請者)と使用者が相違する場合又は使用者が変更になった場合。
 7 推進機関製作所(販売者)を変更する場合。
 8 提出部数は各1部。
 9 農林水産大臣が申請先となる建造許可申請の具体的添付書類については、水産庁管理課漁船管理班へ照会ください。

新規登録申請書添付書類一覧表

別表E

添付書類	申請事項		新造	漁船の売買、譲渡				漁船以外の船舶を漁船に転用(注4)		相統		摘要	
				中古船		新船	許 可 可 要	許 可 可 要	許 可 可 要	許 可 可 要	20 ト 以 上		20 ト 未 満
				県内	県外								
				許 可 可 要	許 可 可 要								
建造許可	許可不要	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
区 分													
建造、改造、転用許可指令書													
漁船認定通知書(5トン未満を除く)													(注5)
船艇販売証明書(様式No28)又は売渡証(様式No26)及び旧所有者の印鑑証明書													(注6)
推進機関製造(販売)契約(予約)証(様式No5)(中古機関にあっては推進機関経歴書(様式No6))													推進機関を変更する場合
船舶原簿謄本(総トン数20ト以上の場合)													
住民票(申請者が法人の場合は法人登記簿謄本及び取締役の3分の2以上の住民票(代表取締役は全員含める))(総トン数20ト未満の場合)													
所有者の漁船使用承諾書(様式No31)及び印鑑証明書													所有者と使用者が相違する場合
旧使用者の漁船使用解約同意書(様式No32)及び印鑑証明書													購入前において所有者と使用者が相違していた場合
漁業許可証等の写し又は被承継者の廃業届及び印鑑証明書													(注7)
旧船処分または使途説明書(様式No33)													(注7)
事業計画書(様式No8)													(注8)
無線局免許状の写し(登録原因が売買、相統の場合のときのみ前所有者名義のものでよい)													漁業無線局を設置する場合
漁船原簿抹消謄本													
相統権利同意書(様式No30)及び同意者の印鑑証明書													
被相統者の戸籍謄本													
漁船登録票返納届(様式No24)及び漁船登録票													
漁船登録票紛失届(様式No36)													漁船登録票を紛失した場合
総トン数測度関係図書又は総トン数証明書													
所属漁協の副申書													

- 注1 印は必ず添付するもの。
 2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。
 3 印は建改造転用許可申請に添付していた場合に省略できるもの。
 4 漁船登録抹消船を転用する場合を含む。
 5 転用許可に伴う場合には、添付は不要。
 6 漁船原簿により売買の事実が確認できる場合や既に自己が所有するプレジャーボート等又は漁船登録抹消船を漁船登録する場合には、添付は不要。
 7 漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業及び海区承認漁業を営む場合。
 8 漁業権漁業又は自由漁業を営む場合。

変更登録申請書添付書類一覧表

別表F

添付書類	申請事項	船名		所有者氏名住所		使用者氏名住所		無線		漁業種類		登録法総トン数		推進機関		摘要
		20トン以上	20トン未満	20トン以上	20トン未満	全船	全船	全船	全船	改造許可	許可不要	改造許可	許可不要	改造許可	許可不要	
区分		M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	
建造、改造、転用許可指令書																
漁船認定通知書(5トン未満を除く)																
総トン数測度関係図書 又は総トン数証明書																
推進機関製造(販売)契約(予約)証 (様式No5) (中古機関にあっては推進機関経歴書(様式No6))																
船舶原簿謄本(20トン以上の場合)																
住民票(申請者が法人の場合は法人登記簿謄本)																
所有者の漁船使用承諾書(様式No31)及び印鑑証明書																
旧使用者の漁船使用解約同意書(様式No32)及び印鑑証明書																
漁業許可証等の写し又は被承継者の廃業届及び印鑑証明書																(注4)
事業計画書(様式No8)																(注5)
無線局免許状の写し																撤去の場合は不要
相続権利同意書(様式No30)及び同意者の印鑑証明書																
被相続者の戸籍謄本																
漁船登録票の写し																
漁船登録票紛失届(様式No36)																漁業登録票を紛失した場合
所属漁協の副申書																

- 注1 印は必ず添付するもの。
 2 印は摘要欄を参照のうえ必要に応じて添付するもの。
 3 印は建改造転用許可申請に添付していた場合に省略できるもの。
 4 漁業法、水産資源保護法等に基づき青森県知事又は農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業及び海区承認漁業を営む場合。
 5 漁業権漁業又は自由漁業を営む場合。

手数料一覧表

別表G

1 漁船登録手数料

区 分			手数料(円)
新規登録	動力漁船	100トン以上	A 7,900
		20トン以上100トン未満	B 7,400
		20トン未満	C 6,900
	無動力漁船		D 4,600
変更登録	動力漁船	100トン以上	E 4,000
		20トン以上100トン未満	F 3,700
		20トン未満	G 3,400
	無動力漁船		H 2,300
再 交 付			I 2,400
膳 本			J 440
検 認			K 3,600

手数料の納入は、青森県証紙により行うこと。

2 漁船総トン数測度手数料

区 分			手数料(円)
5トン以上 20トン未満	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度	L	37,000
	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度以外の測度	M	26,000
3トン以上 5トン未満	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度	N	19,000
	全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度以外の測度	O	14,000
3トン未満		P	750
	(実測する場合)	Q	14,000

手数料の納入は、青森県証紙により行うこと。

漁業種類の分類表

別表H

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
1.淡水漁業	a 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、留池、貯水等における漁業	
2.内水面漁業	a 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業	
3.採介藻漁業	a 採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	
	b 採介藻()漁業	さんご、かき等の採取業	()内にさんご、かき等の別を記入
4.定置漁業	a 定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業	底建網を含む。
5.一本釣り漁業	a 一本釣り漁業	各種一本釣り漁業(ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。)	
	b 一本釣り()漁業	いか一本釣り及びさば等のはねつり漁業	()内にいか、さば等の別を記入
6.はえなわ漁業	a はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業(ただし、まぐろ、さめ、かじき、さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業を除く。)	
	b はえなわ()漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業	かごはえなわ漁業を含む、()内にさけ・ます・たら・かに等の別を記入
7.刺網漁業	a 刺網漁業	刺網、たたき網、はねかえし網漁業	
	b さけ・ます流し網漁業	中型さけ・ます流し網及び日本海さけ・ます流し網漁業	
	c かじき等流し網漁業	かじき等流し網漁業	
8.まき網漁業(網船)	a まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網の網船	
9.まき網漁業付属船	a まき網漁業付属船()	各種まき網漁業の付属運搬船、灯船及びとう載漁艇等	
10.敷網漁業	a 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網(さば、さんまを除く。)漁業	
	b 棒受網漁業	さば、さんま棒受網漁業	にさば、さんま等の別を記入
11.底びき網漁業	a 底びき網漁業	小型底びき網漁業及び沖合底びき網漁業	に小型、沖合の別を記入
12.以西底びき網漁業	a 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業(1そうびきを含む。)	
13.遠洋底びき網漁業	a 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業	
14.ひき網漁業	a ひき網漁業	11.12.及び13以外の各種ひき網漁業(けた網、こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巢びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、パッチ網、ごち網等)	
15.かつお・まぐろ漁業	a かつお・まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業	
	b かつお一本釣り漁業	かつお・まぐろ一本釣り漁業	
	c まぐろはえなわ漁業	まぐろ、さめ、かじきうきはえなわ漁業	
16.捕鯨業	a 捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業(母船式の母船を除く。)	
17.官公庁船	a 官公庁船()	漁業の試験、調査、指導、練習又は漁業の取締に従事する漁船	()内に練習、取締等の別を記入
18.運搬船及び各種母船	a 漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	
	b 捕鯨業(母船)	捕鯨母船	
19.雑漁業	a 突棒漁業	突棒漁業	
	b 養殖業	魚類養殖	
	c 雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

容積-トン数換算表

別表1

容積 (V)	総トン数	容積 (V)	総トン数
0.000 ~ 0.999	0	27.535 ~ 27.959	4.2
1.000 ~ 1.474	0.1	27.960 ~ 28.371	4.3
1.475 ~ 1.943	0.2	28.372 ~ 28.795	4.4
1.944 ~ 2.408	0.2	28.796 ~ 29.219	4.4
2.409 ~ 2.868	0.3	29.220 ~ 29.642	4.5
2.869 ~ 3.326	0.4	29.643 ~ 30.052	4.6
3.327 ~ 3.780	0.4	30.053 ~ 30.474	4.6
3.781 ~ 4.235	0.5	30.475 ~ 30.896	4.7
4.236 ~ 4.686	0.6	30.897 ~ 31.317	4.8
4.687 ~ 5.135	0.6	31.318 ~ 31.739	4.8
5.136 ~ 5.583	0.7	31.740 ~ 32.159	4.9
5.584 ~ 6.029	0.8	32.160 ~ 32.566	5.0
6.030 ~ 6.475	0.9	32.567 ~ 32.986	5.0
6.476 ~ 6.918	0.9	32.987 ~ 33.405	5.1
6.919 ~ 7.363	1.0	33.406 ~ 33.824	5.1
7.364 ~ 7.805	1.1	33.825 ~ 34.243	5.2
7.806 ~ 8.245	1.1	34.244 ~ 34.662	5.3
8.246 ~ 8.683	1.2	34.663 ~ 35.080	5.3
8.684 ~ 9.124	1.3	35.081 ~ 35.497	5.4
9.125 ~ 9.562	1.3	35.498 ~ 35.915	5.5
9.563 ~ 9.999	1.4	35.916 ~ 36.332	5.5
10.000 ~ 10.435	1.5	36.333 ~ 36.748	5.6
10.436 ~ 10.874	1.5	36.749 ~ 37.165	5.7
10.875 ~ 11.307	1.6	37.166 ~ 37.580	5.7
11.308 ~ 11.743	1.7	37.581 ~ 37.996	5.8
11.744 ~ 12.178	1.7	37.997 ~ 38.411	5.9
12.179 ~ 12.612	1.8	38.412 ~ 38.826	5.9
12.613 ~ 13.045	1.9	38.827 ~ 39.241	6.0
13.046 ~ 13.477	2.0	39.242 ~ 39.655	6.1
13.478 ~ 13.907	2.0	39.656 ~ 40.068	6.1
13.908 ~ 14.343	2.1	40.069 ~ 40.499	6.2
14.344 ~ 14.771	2.2	40.500 ~ 40.913	6.2
14.772 ~ 15.205	2.2	40.914 ~ 41.325	6.3
15.206 ~ 15.631	2.3	41.326 ~ 41.738	6.4
15.632 ~ 16.064	2.4	41.739 ~ 42.150	6.4
16.065 ~ 16.495	2.4	42.151 ~ 42.562	6.5
16.496 ~ 16.918	2.5	42.563 ~ 42.973	6.6
16.919 ~ 17.348	2.6	42.974 ~ 47.109	6.6
17.349 ~ 17.777	2.6	47.110 ~ 51.238	7.3
17.778 ~ 18.206	2.7	51.239 ~ 55.342	7.9
18.207 ~ 18.633	2.8	55.343 ~ 59.447	8.5
18.634 ~ 19.060	2.8	59.448 ~ 63.532	9.1
19.061 ~ 19.486	2.9	63.533 ~ 67.624	9.7
19.487 ~ 19.911	3.0	67.625 ~ 71.699	10
19.912 ~ 20.335	3.0	71.700 ~ 75.757	10
20.336 ~ 20.768	3.1	75.758 ~ 79.831	11
20.769 ~ 21.192	3.2	79.832 ~ 83.857	12
21.193 ~ 21.614	3.2	83.858 ~ 87.902	12
21.615 ~ 22.036	3.3	87.903 ~ 91.934	13
22.037 ~ 22.466	3.4	91.935 ~ 95.993	13
22.467 ~ 22.887	3.4	95.994 ~ 99.999	14
22.888 ~ 23.306	3.5	100.000 ~ 104.036	14
23.307 ~ 23.736	3.6	104.037 ~ 108.018	15
23.737 ~ 24.154	3.6	108.019 ~ 112.033	16
24.155 ~ 24.582	3.7	112.034 ~ 116.038	16
24.583 ~ 25.000	3.8	116.039 ~ 120.033	17
25.001 ~ 25.427	3.8	120.034 ~ 124.018	17
25.428 ~ 25.849	3.9	124.019 ~ 128.046	18
25.850 ~ 26.269	4.0	128.047 ~ 132.013	18
26.270 ~ 26.695	4.0	132.014 ~ 135.970	19
26.696 ~ 27.109	4.1	135.971 ~ 135.975	19
27.110 ~ 27.534	4.2		